

研究費の不正使用に関して

故意はもちろん、知らずに不正使用をしてしまうことがないように、研究費不正使用に対する知識を身につけてくださいますようお願いいたします。

<主な不正使用・不適切な使用について>

預 け 金：架空の取引により大学に代金を支払わせ、取引業者に管理させること。

カ ラ 出 張：実態の伴わない出張旅費を大学に支払わせること。

カ ラ 謝 金：実態の伴わない作業謝金を大学に支払わせること。

目的外使用：研究目的で購入したものを、研究以外の他の用途に使用すること。

期 ず れ：物品納入の年度と会計処理を、故意の有無に関わらずずらすこと。

<不正使用・受給の事例および主な類型>

1. 物品費に関わる不正

- ・業者が取引実態と異なる虚偽の書類を作成させ研究費等を支払い、支払った代金を業者に預け金として管理させ、動物実験施設の改修工事費用に充当していた。
- ・研究費が余ったため、実際には翌年度4月以降の納入予定物品を、業者に年度内納入済みとして書類を作成させ、未納入物品の代金を先払いした。
- ・研究費が足りなくなったため、当該年度に納品された物品の納品書の日付を空欄にするよう業者に指示し、新年度以降の予算で支払った。

2. 旅費に関わる不正

- ・エコノミークラスの格安航空券を購入したにも関わらず、業者に正規運賃の見積書及び請求書の作成を依頼して外国旅費を水増し請求し、大学院生等の国内学会の旅費に流用した。
- ・研究目的以外の用務や私的な用務(ゼミ旅行、帰省等)にも関わらず、旅費を請求して受領した。
- ・出張を変更・取りやめたにも関わらず、そのことを届け出ずに、旅費を不正に受領した。
- ・他の機関から旅費の支給を受けたにも関わらず、大学に同じ出張の旅費を請求し、二重に旅費を受領した。

ケース3（預け金／厚生労働科学研究費補助金(分担金)）

<不正使用の概要>

- ・2012年5月の会計検査院の現地検査において明らかになった。
 - ・元コミュニティ福祉学部教授(2010年3月に退職)は研究分担者として事業に参加しており、研究費2,000,000円の配分を受けていた。
 - ・このうち401,090円についてケース2と同様に「預け金」を行っていた。
- (2013年4月ホームページにて公表)

ケース4（カラ謝金／科学研究費助成事業・立教 SFR）

<不正使用の概要>

- ・2018年12月、理学部の通報をきっかけにして明らかになった。
 - ・理学部教授は、大学院学生に勤務実態が無いにもかかわらず出勤簿の入力を指示し、人事課にその出勤簿を提出し、被雇用者に謝金を振り込ませていた。また、その経費について、他の用途に回すよう指示するなど、還流行為を行っていた。
 - ・実際には、未着任のPDや学部学生の旅費、研究員の給与に充当していた。
- (2019年7月ホームページにて氏名とともに公表)

ケース5（旅費の虚偽請求／科学研究費助成事業・戦略的創造研究推進事業・立教 SFR）

<不正使用の概要>

- ・2018年12月、理学部の通報をきっかけにして明らかになった。
 - ・理学部教授は、PD、大学院学生に虚偽の出張申請をさせ、入手した乗車券を申請者とは別の者に渡し出張させていた。
 - ・実際には、研究費では出張が原則認められていない学部学生や、自分の息子を出張させていた。
- (2019年7月ホームページにて氏名とともに公表)

不正使用による罰則

研究費の不正使用が行われた場合、その内容に応じ研究費の返還命令、一定期間の研究費への応募資格停止措置、刑事罰などが科せられることがあるほか、学内処分の対象になります。

<補助金の返還>

・「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の適用を受け、補助金を返還することになります。

<競争的資金の応募資格停止措置等>

・下表のとおり、応募資格が制限されます。

応募制限の対象者	不正使用の程度と応募制限期間
不正使用を行った研究者と共謀者	私的流用の場合、10年
	私的流用以外で ①: 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高い場合、5年 ②: ①及び③以外の場合、2~4年 ③: 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低い場合、1年
不正受給を行った研究者と共謀者	5年
善管注意義務違反を行った研究者	不正使用を行った者の応募制限期間の半分(上限2年、下限1年、端数切り捨て)

<刑事罰の可能性>

・内容が悪質な場合、刑事罰(詐欺罪等)が科せられる可能性があります。

<大学における内部処分>

・本学における関連規程:「立教大学公的研究費の使用・管理に関する規程」、「立教大学研究活動における不正行為への対応に関する規程」、「立教学院立教大学就業規則」、「学校法人立教学院人事委員会規程」等により、譴責、減給、出勤停止、降格・降級、諭旨解雇、懲戒解雇の処分の対象になります。

不正使用を起こさないために

不正はいつか発覚します。不正使用を「しない」「させない」。もし、そのようなことを見かけた、あるいは指示された時には、すぐに相談・通報窓口へ！

不正の発覚のきっかけは、その多くが通報によるものだと言われています。本学で、直近で起きている不正使用も、その発覚のきっかけは通報によるものでした。いくら、巧妙な方法を考えても、いつでも、どこかで、誰かが見えています。

もし、先に紹介した事例等と同様のケースがあった、似た事例が起きそうだ、何らかの指示を受けたという場合には、すぐに相談窓口に情報を提供してください。

＜立教大学研究活動行動規範に関する相談・通報窓口＞

https://www3.rikkyo.ac.jp/research/initiative/research_code/soudan_madoguti/



リサーチ・イニシアティブセンター

- プロジェクト
- 研究助成・補助金
- 産学官連携・知的財産
- 研究者情報
- 研究活動紹介

研究活動行動規範

公的研究費の不正使用防止について

ライフサイエンスに係る倫理と安全

安全保障輸出管理について

利益相反マネジメントについて

総合研究センター

立教大学出版会

相談・通報窓口

立教大学で実施している研究活動において、不正行為を疑われるケースがある場合にご連絡ください。

[相談・通報窓口ページへ](#)

リサーチ・イニシアティブセンター

立教大学リサーチ・イニシアティブセンターは、2004年10月1日に発足しました。当センターの目的は、立教大学における研究活動の質的・量的発展をはかることでわが国及び世界における学術研究の高度化に寄与するとともに、その成果を学内教育や社会に還元するために必要となるさまざまな支援活動を行うことにあります。

研究活動ニュース

お知らせ

- 2021.01.08 リサーチ・イニシアティブセンターの窓口開室時間について
- 2021.01.29 令和2（2020）年度個人研究費・研修資料費 年度未執行について
- 2021.01.15 2020（令和2）年度立教SFR 研究【経過・成果】報告書の提出について
- 2020.12.08 令和2（2020）年度科学研究費助成事業の年度未執行について
- 2020.12.07 立教大学国際学術研究交流制度 2021年度「派遣研究員」募集（第2次）について
- 2020.12.07 立教大学国際学術研究交流制度 2021年度「招へい研究員」募集（第2次）について
- 2018.04.01 amazon.co.jpで購入した商品の領収書について
- 2015.07.07 立教CHI情報リーダー メールサービスのご案内

概要

- センター長挨拶
- 業務領域
- 業務推進イメージ
- パンフレット

お問合せ・アクセス

お問合せ先や相談・通報窓口、所在地をご案内しています。

関連リンク